

2021年10月8日

公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の条件決定について

パナソニック株式会社（以下、「当社」）は、2021年8月27日開催の取締役会において発行を決議しておりました公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）（以下、「本社債」）に関し、本日、発行条件を下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 社債の名称	第1回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債（劣後特約付）	第2回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債（劣後特約付）	第3回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債（劣後特約付）
2. 発行総額	1,500億円	1,000億円	1,500億円
3. 各社債の金額	金1億円		
4. 当初利率	年0.740%（注1）	年0.885%（注2）	年1.000%（注3）
5. 払込金額	各社債の金額100円につき金100円		
6. 利払期日	毎年4月および10月の各14日（初回利払日 2022年4月14日）		
7. 利払の任意停止	当社は、ある利払日において、その裁量により、本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる		
8. 償還期日	2081年10月14日		
9. 期限前償還	2026年10月14日およびそれ以降の各利払日、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択により期限前償還が可能	2028年10月14日およびそれ以降の各利払日、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択により期限前償還が可能	2031年10月14日およびそれ以降の各利払日、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択により期限前償還が可能
10. 払込期日	2021年10月14日		
11. 優先順位	本社債の弁済順序は当社の一般の債務に劣後し、普通株式に優先する		
12. 資本性	株式会社格付投資情報センターおよびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社より、調達額の50%を資本として認定		
13. 共同主幹事証券会社	野村證券株式会社、SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社およびBofA証券株式会社		
14. 財務代理人	株式会社三井住友銀行		

(注1) 2021年10月14日の翌日から2026年10月14日までは固定利率、2026年10月14日の翌日以降は変動利率(2026年10月14日の翌日に金利のステップアップが発生)

(注2) 2021年10月14日の翌日から2028年10月14日までは固定利率、2028年10月14日の翌日以降は変動利率(2028年10月14日の翌日に金利のステップアップが発生)

(注3) 2021年10月14日の翌日から2031年10月14日までは固定利率、2031年10月14日の翌日以降は変動利率(2031年10月14日の翌日に金利のステップアップが発生)

<ご参考>

資金使途： Blue Yonder Holding, Inc.の完全子会社化に伴うブリッジローンの返済資金に充当予定

発行登録： 2021年8月27日付けで4,000億円の発行登録枠を設定

以上

本プレスリリースは証券の勧誘を行うものではありません。本プレスリリースは、当社が公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)の発行条件を決定したことを公表するもので、投資の勧誘若しくはその他の類似行為を行うためのものではありません。本プレスリリースは米国における証券の勧誘ではありません。上記証券は米国1933年証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。同法に基づいて上記証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国においての上記証券の募集または販売を行うことはできません。